

# J R伊予市駅周辺整備デザインワークショップ等支援業務外1件 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

この要領は、「J R伊予市駅周辺整備基本計画」に位置付けられた、各施設で構成するJ R伊予市駅周辺のまちのデザインと、各施設の実施設計に係るデザインの統一感を確保しつつ、その作業を市民と協働して進める事を目的とし、公募型プロポーザル方式を活用して業者選定を行う事で民間のアイデアを活用し、より事業効果が得られることを期待するものである。

なお、本プロポーザルは2（1）に示す2業務を合わせて実施するものである。

## 2. 業務概要

### （1）業務名称

- ・ J R伊予市駅周辺整備デザインワークショップ等支援業務
- ・ 郡中港駅前ポケットパーク及び情報板実施設計業務  
（以下、2業務を総称して「本業務」と言う。）

### （2）業務内容

「J R伊予市駅周辺整備デザインワークショップ等支援業務仕様書」及び「郡中港駅前ポケットパーク及び情報板実施設計業務仕様書」（以下、「仕様書」と言う。）のとおりとする。なお、プロポーザルの結果最有力候補者となった者と企画提案書の内容について市と協議を行い、詳細な仕様書を調整し、契約に臨むものとする。

### （3）履行期間

契約締結日から令和6年1月31日までとする。

### （4）事業規模

提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は、業務ごとに以下の金額を上限とする。

- ・ 6,900,000円（J R伊予市駅周辺整備デザインワークショップ等支援業務）  
以内、かつ、8割以上とする。
- ・ 8,700,000円（郡中港駅前ポケットパーク及び情報板実施設計業務）  
以内、かつ、8割以上とする。

## 3. 参加資格

次の条件のいずれにも該当する法人又は複数法人の共同体（以下「コンソーシアム」と言う。）での参加であり、本要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

### （1）1つの法人が単独（以下、「単独事業者」と言う。）で参加する場合の要件

- ア 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に定める「都市計画及び地方計画部門の登録を受けている事。
- イ 日本国内で同種・類似業務の実績を1件以上有する事。
- ウ 伊予市競争入札参加資格者名簿の登録業者である事。

(2) 複数の法人がコンソーシアムで参加する場合の要件

- ア コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」と言う。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
- イ 構成事業者のうち少なくとも1者は、国土交通省の建設コンサルタント登録規定に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている事。
- ウ 構成事業者のうち1者以上は、日本国内での同種・類似業務の実績を1件以上有すること。
- エ 単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加する事は出来ない。
- オ コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することは出来ない。
- カ 構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結する事。
- キ 構成事業者の全てが伊予市競争入札参加資格者名簿の登録業者である事。

(3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでない事。
- イ 公募開始から契約までに至る期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）に基づく指名停止又は指名回避の期間中でない事。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規程に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規程に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない事。
- エ 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していない者である事。

(注) 同種・類似業務とは、鉄道駅周辺での駅前広場や施設のデザイン設計に係る検討を実施した業務やデザイン監修を言う。

#### 4. 配置予定技術者の要件

- (1) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門）及び一級建築士の資格を有し、同種・類似事業に従事した実績を有する事。
- (2) 照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画部門）

又は一級建築士のいずれかの資格を有し、同種・類似事業に従事した実績を有する事。

(3) J R伊予市駅周辺整備に伴う空間及び各施設のデザイン方針を担当するデザイン管理者は、技術士（都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有し、駅前広場等のデザイン設計や類似業務に従事した実績を有する事。

(4) 管理技術者とデザイン管理者は兼務する事が出来る。

#### 5. 選定スケジュール

項目	日程
公募開始	令和5年4月19日
質問書の受付期間	令和5年4月19日～4月28日
質問書への回答期限	令和5年5月2日
参加表明書類の受付期間	令和5年5月8日
提案書類の受付期間	令和5年5月12日
書類審査	令和5年5月中旬（予定）
結果通知	令和5年5月中旬（予定）
契約締結	令和5年5月下旬（予定）

#### 6. 質問

この公募に関する質問は第1号様式により、下記のとおり受付先に電子メールで提出すること。電話・来庁などでの口頭での質問は受付ないものとする。なお、期限までに提出されなかった質問に対しては回答しない。

- (1) 受付期限 : 令和5年4月28日
- (2) 受付方法 : 電子メール
- (3) 受付先 : 産業建設部都市整備課 ([toshiseibi@city.iyo.lg.jp](mailto:toshiseibi@city.iyo.lg.jp))
- (4) 回答予定日 : 令和5年5月2日
- (5) 回答方法 : 市ホームページ

#### 7. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 : 令和5年5月8日 17時（必着）
- (2) 提出書類 : 「9. 提出書類 1～6」
- (3) 提出場所 : 伊予市産業建設部都市整備課
- (4) 提出方法 : 持参又は郵送等（持参の場合は9時～17時）

#### 8. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 : 令和5年5月12日 17時（必着）

- (2) 提出書類：「9. 提出書類 7～10」
- (3) 提出場所：伊予市産業建設部都市整備課
- (4) 提出方法：持参又は郵送等（持参の場合は9時～17時）

## 9. 提出書類

下記の書類を提出する事。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式2-1又は2-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、伊予市競争入札参加資格を有する者は、伊予市に届出ている使用印鑑を押印すること。
2	事業者の概要(様式3)	
3	コンソーシアム構成表(様式4)	コンソーシアムの場合提出する事。
4	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合提出する事。
5	業務執行体制(様式5)	
6	業務実績(様式6)	
7	企画提案書	10. 企画提案書作成要領に基づき作成する事。
8	参考見積書	「JR伊予市駅周辺整備デザインワークショップ等支援業務」「郡中港駅前ポケットパーク及び情報板実施設計業務」それぞれの見積書を提出する事。 様式は自由とするが、作業内容の内訳が分かるよう明細書も添付すること。また、見積金額は、諸経費及び消費税を含むものとする。
9	参考資料	2、6、7の補足資料を添付の事
10	借用申請書	

※正本1部、副本7部を提出する事。

### 10. 企画提案書作成要領

- (1) 業務に係る下記のテーマについて、それぞれ提案内容を記載する事。
  - ア 本業務の実施方針・スケジュールに関する提案
  - イ ポケットパーク及び情報板実施設計に活かすためのデザインワークショップの内容に関する提案
  - ウ その他任意テーマ
- (2) 提案書作成に必要な資料は、参加表明書及び借用書提出後に貸与する。資料は企画提案書提出時に返却する事。
- (3) 企画提案書の様式は自由とするが、用紙はJISA3またはA4サイズとし、文字サ

イズは10ポイント以上とする事。

#### 1.1. 審査

(1) 実施日時：令和5年度5月中旬

(2) 選定方法：書類審査

(3) 審査概要

提出書類一式において別紙「評価基準書」に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた提案事業者を優先交渉権者として選定する。なお、提案事業者が1業者であっても、事業実施の適格性を審査し、その参加者を受諾候補者として選考する。

※得点が120点に満たない場合は失格とする。

(4) 選定方法

参加者から提出された書類を、市職員で構成する選定委員会により評価を行った後、各評価点の平均値を採用するものとする。なお、見積金額における価格評価点については一律に算出するものとし、各審査員とも同じ算出された評価点を用いる。

(6) 優先交渉権者の決定

選定された優先交渉権者は、本市と仕様書及び契約内容等を協議のうえ、本市の決定を受ける事により受託事業者となる。ただし、優先交渉権者との協議が調わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(7) 審査結果の通知

審査結果については、全ての提案事業者に電子メールにて通知する。また、審査内容及び結果、その他プロポーザルに関して一切異議申し立てはできないものとする。

#### 1.2. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 実施要領に違反があった場合

(3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合

(4) 提出書類に不備があったにも関わらず期限内に提出されなかった場合

(5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

#### 1.3. 無効事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて必用書類が提出された場合

(2) 提案限度額を超えた見積書、または提案限度額の8割未満の見積書を提示した場合

#### 1 4. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出のあった書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、必用な範囲において複製する事がある。

#### 1 5. 事務局

〒799-3193

伊予市米湊 820 番地

伊予市産業建設部都市整備課

TEL : 089-909-6360

FAX : 089-982-1234

メールアドレス : [toshiseibi@city.iyo.lg.jp](mailto:toshiseibi@city.iyo.lg.jp)